

定 款

公益社団法人宮崎県青果物協会

公益社団法人宮崎県青果物協会定款

平成25年 1月28日制定

平成27年10月 1日改定

令和 2年 7月16日改定

令和 4年 6月10日改定

令和 5年 8月 1日改定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人宮崎県青果物協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、宮崎県内で生産、出荷される青果物等（以下、単に「青果物」という。）について市場価格の変動による生産者の経営に及ぼす影響を緩和する事業等の実施を通じて安定的な生産、供給を確保し、野菜及び果樹農業者の経営の支援に関する事業、その他青果物の生産から流通加工及び需要の拡大に至る事業を行い、地域経済の発展及び宮崎県内外の消費者の消費生活の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青果物の価格差補給事業等に関する資金の造成及び管理に関する事業
- (2) 青果物の価格が著しく低落した場合等に、生産農家の経営安定を図るための価格差補給交付金等を交付する事業
- (3) 特定果実（果樹農業振興特別措置法に規定する特定果実をいう。）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業
- (4) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業
- (5) 果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し、当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業
- (6) 青果物及び青果物製品の需要の増進を図るための事業
- (7) 第1号から前号までに掲げる業務以外の野菜及び果実の生産及び出荷の安定に関する業務
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、宮崎県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 本会の会員は、本会の事業に賛同して入会した次に掲げる団体又は個人とする。

- (1) 宮崎県内に主たる事務所を有する農業協同組合及びその連合会
- (2) 宮崎県内の地方公共団体
- (3) 公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）
- (4) その他本会の目的に賛同する者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会及び退会に関する規程（以下「入会退会規程」という。）により入会申込書を理事長に提出して、理事会の承認を受けるものとする。

2 本会は、前項の規定により承認したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会費として総会において別に定める額を支払う義務を負う。

ただし、本会の事業に関し本会与密接な協力関係にある団体又は個人で理事長が特に必要と認めるものについては、会費の納入を要しない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、入会退会規程により退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。その場合、本会は、総会の開催日の1週間前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款若しくはその他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 理事長は、会員を除名したときは、その旨をその会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 各事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 役員報酬等の額
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款及び規程で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、その開催日の1週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、総会において出席会員の中からその都度選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、委任状その他の代表権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

5 理事会において総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3号までの出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 理事又は会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表明したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第14条第1項の理事会において定めるものとし、第15条から前条までの規定は適用しない。

(報告の省略)

第19条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席会員の中から選出された議事録署名人2名以上が記名押印するものとする。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第21条 本会に、役員として理事9名以上13名以内及び監事3名以内を置く。
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。
 - 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員を選任)

- 第22条 役員は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 4 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係である者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。
 - 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
 - 5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反すると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員に対しては、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬及び費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第28条 役員の本会に対する損害賠償責任は、総会員の同意がなければ、免除することはできない。

2 前項にかかわらず、本会は役員が法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法人法第114条第1項にもとづき、理事会の決議によって損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

3 本会は外部役員との間で、法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、本会があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(理事会)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 業務方法書の制定及び変更

- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる
- 5 理事会の招集は、あらかじめその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べた時はこの限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第23条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印するものとする。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第34条の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した

書面についても同様とする。

第7章 業務の執行

(業務方法書)

第37条 第4条各号に掲げる事業の実施については、業務方法書の定めるところによる。

2 業務方法書の制定及び変更は、知事の承認を得るものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の種別)

第38条 本会の資産は、基本財産、交付準備金及びその他の財産とする。

2 その他の財産は、基本財産及び交付準備金以外の財産とする。

(基本財産)

第39条 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附され又は交付された財産

(2) 総会の決議によりその他の基本財産に繰り入れるとされた財産

2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときはあらかじめ総会の承認を要する。

(交付準備金)

第40条 交付準備金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 事業加入団体等からの負担金

(2) 地方公共団体、独立行政法人畜産産業振興機構及び公益財団法人中央果実協会から交付準備金に充てることを指定交付された補助金

2 交付準備金は、補給金等の交付に充てる場合及び業務対象年間の終了時に負担金を払戻しする場合並びに補助金を返還する場合を除き、これを取り崩してはならない。

(資産の管理)

第41条 本会の財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理規程によるものとする。

(寄託金の管理)

第42条 本会は、財政基盤強化のため、会員より寄託金を預かることができる。

2 寄託金の管理及び処分の方法は、理事会の決議により別に定める寄託金管理規程によるものとする。

3 寄託金の口数を増加しようとするときは、前条の規程により増加できる。

4 次の各号に掲げる場合には、理事会の承認を経て、その寄託金の一部又は全部を返

還しなければならない。

- (1) 退会したとき
- (2) 寄託者から返還の請求があったとき
- (3) 目的を達成したとき

(事業年度)

第43条 本会事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、定時総会に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長は次の書類（以下「事業報告及び決算書類」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の事業報告及び決算書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の事業報告及び決算書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算出)

第46条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第52条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、「個人情報の保護に関する規程」によるものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第53条 本会に事務局を置き、事務局長及び所要の職員を置く。

- 2 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する
- 3 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び内部管理に必要な規則は、理事長が定める。

第13章 補 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げるものとする。
理事 羽田正治 岡村巖 山崎政志 加勇田誠 園田真吾 長友昭大
田原義人 藏富英志 押川義光 黒木誠 東守
監事 藤原榮伸 石山昂
- 4 本会の最初の理事長は羽田正治、副理事長は岡村巖とする。
- 5 この定款の改定は、総会の決議のあった日(平成27年10月1日)から施行する。
- 6 この定款の改定は、総会の決議のあった日(令和2年7月16日)から施行する。
- 7 この定款の改定は、総会の決議のあった日(令和4年6月10日)から施行する。
- 8 この定款の令和4年10月31日(総会の決議のあった日)改定は、令和5年8月1日から施行する。